

ギャラリーひがし蔵 使用及び使用料規約

<適用と変更>

1. 本規約は令和元年10月1日より適用とし、運営の状況により変更の必要が生じた場合は「運営委員会ひがし蔵部」で内容を図り変更決定する。

<使用目的・対象>

2. ギャラリーひがし蔵は旧西脇酒造「ひがしの蔵」跡の保全及び産業遺産・観光資源としての名称普及を主な目的とし、付随して文化や音楽の普及、福祉や健康の実践などを目的とするサークル又は団体、芸術や伝統工芸の展示などを目的とする個人又は団体の利用を受け入れるものとする。但し、上記を目的とする場合であっても営利、又は個人及び団体の収益を目途とする場合は使用料額の変更や使用を断る場合もある。

<使用料等>

3. 営利・収益を目的としない場合の使用料を以下の通りとする
 - ① ギャラリー（展示を目的）として使用する場合
 - 1日 3,000円
 - 5営業日（1週間） 15,000円、10営業日（2週間） 20,000円
 - ② コンサート等ステージとして利用する場合
 - 1回（1日） 10,000円（電源込）※音響は持込としますが、備え付けのスピーカーはご利用頂けます。音響が必要な場合は別途料金を頂戴致します。ご相談下さい。
 - ③ 芸術品・伝統工芸品の展示・販売で利用する場合
ひがし蔵営業時間内での使用とし、売上の3割を会場使用料とする。但しメーカーや個人など、単に物販等の宣伝及び販売を行うものについてはお断りします。
ひがし蔵主催イベント日以外での利用で、使用期間は最大5営業日とする。
 - ④ 個人の教室等で利用する場合
 - 月2回程度の教室で月謝を得る場合、生徒一人当たり月額1,000円を使用料とする。但し、教室の設定日にあたっては「ひがし蔵イベントカレンダー」を優先とし、イベントの実施を妨げない日又は時間帯の設定を前提とする。
 - ④ - 2
上記教室で販売などの収益又は月謝を得ない場合については、参加料名目として各回一人500円（ドリンク付）を使用料に充当する。
 - ④ - 3
平成29年度以前より定期的実施しているものについては当面、現行の使用料を頂くものとする。当面とは運営委員会が判断する期日とする。
4. 3-①/②について、営利・収益が伴うイベントとみなされる場合の会場使用料は運営委員会で協議した上で使用料の変更やお断り等の判断する。

<会場使用時の喫茶の営業>

5. ひがし蔵を使用する場合においても、喫茶の営業は通常通り行うものとする。喫茶スペースを含めての会場の使用を希望する場合、営業保証金の設定を別途協議の上行う。